

証券コード 4014
2025年10月6日
(電子提供措置の開始日2025年9月30日)

株 主 各 位

東 京 都 港 区 芝 浦 3 - 8 - 10
MA 芝 浦 ビ ル 6 階
株 式 会 社 カ ラ ダ ノ ー ト
代表取締役 佐 藤 竜 也

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第17回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://corp.karadanote.jp/ir>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択の上、ご確認ください。

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

事前の議決権行使については、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、

3ページに記載のご案内に従って2025年10月21日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2025年10月22日（水曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都港区芝浦三丁目4番1号 田町グランパークプラザ棟4階
グランパークカンファレンス 401ホール |

3. 目的事項

報告事項

第17期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに変更内容を掲載させていただきます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎定時株主総会終了後、会社説明会を予定しております。

◎当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。

## 議決権行使方法のご案内

### 株主総会にご出席いただけない方

#### 郵 送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

#### 行 使 期 限

2025年10月21日（火曜日）  
午後6時到着分まで

#### インターネット



当社の指定する議決権行使サイト  
(<https://evote.tr.mufg.jp/>) に  
アクセスしていただき、行使期限までにご行先ください。

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください→

#### スマートフォンをご利用の株主様

議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

#### 行 使 期 限

2025年10月21日（火曜日）  
午後6時行使分まで

### 株主総会にご出席いただける方



#### 株主総会開催日時

2025年10月22日（水曜日）午前10時

※体調不良と思われる株主様のご入場はお断りする場合がございます。

当日ご出席の際は、必ず株主様が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人をご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主様に限ります。）。

なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。

### アンケートご協力をお願い



アンケート回答期限  
2025年11月5日（水曜日）

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeCe4dHqmPDGCSrtrek5QIL8gx8Bu1HzYmTl6HNKLWwyJ4eTA/viewform>

お手元に株主番号をご準備の上、ご回答ください。  
なお、株主番号は議決権行使書に記載させていただいております。

2025年10月21日（火曜日）午後6時行使分まで

## ▶ QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

[illegible]

## ▶ ログインID・パスワードを入力する方法

1 議決権行使サイトへアクセス  
https://evote.tr.mufig.jp/


**三菱UFJ信託銀行**

**株主総会に関するお手続きサイトへようこそ**  
**(株主名簿管理人) 三菱UFJ信託銀行証券代行部**

三菱UFJ信託銀行  
 (証券活用部等のご課室)

本サイト利用規定  
 本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了承の場合は、右の1次の画面へをクリックしてください。

1

次の画面へ

なお、平成25年(2013年)4月1日以前までの除、開示、点検のため取扱いを中止させていただきますこと  
 となるが、このためご了承ください。



必ずしも、"安全"に保  
 証されるものではありません。  
 必ず、最新のセキュリティ  
 ソフトウェアをインストール  
 してください。

powered by Symantec

Copyright © 2005 Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation All rights reserved.

**1 「次の画面へ」 をクリック**

## 2 ログインする

[illegible]

**2** お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

### 3 「ログイン」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

## ■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。  
② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主さまのご負担となります。

システム等に関する：三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

お問い合わせ :  0120-173-027 (通話料無料)

**受付時間** 9:00~21:00

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）の3名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当社の株式の数 |
|-----------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | (さとう たつや)<br>佐藤 竜也<br>(1984年7月24日生)   | 2004年 2 月 株式会社フラクタリスト インターン<br>2007年 4 月 同社 入社<br>2008年 12月 株式会社プラスアール（現当社）設立<br>代表取締役 就任（現任）<br><br><重要な兼職の状況><br>なし                                                                                  | 2,951,100 株        |
| 2         | (やまもと かずまさ)<br>山本 和正<br>(1991年5月20日生) | 2014年 4 月 株式会社Q（現セカイエ株式会社）入社<br>2020年 2 月 当社 入社<br>2020年 4 月 当社サービス本部副本部長 就任<br>2020年 6 月 当社取締役兼サービス本部長 就任<br>2021年 2 月 当社取締役兼ビジネス本部長 就任<br>2023年 10月 当社取締役執行役員兼ビジネス本部長 就任（現任）<br><br><重要な兼職の状況><br>なし | 26,500 株           |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                               | 氏 名<br>(生 年 月 日)                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当社の株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                       | (まつしま ようすけ)<br>松島 陽介<br>(1972年9月1日生)<br>在任期間2年 | <p>1995年 4 月 第一生命保険株式会社 入社<br/> 2001年 6 月 A.T.カーニー株式会社 入社<br/> 2005年10月 マッキンゼー&amp;カンパニー 入社<br/> 2007年 2 月 株式会社MKSパートナーズ 入社<br/> 2008年12月 丸の内キャピタル株式会社 入社<br/> 2012年 4 月 NKリレーションズ株式会社 (現ノーリツ鋼機株式会社) 代表取締役就任<br/> 2013年 5 月 株式会社JMDC 取締役就任<br/> 2013年 6 月 ノーリツ鋼機株式会社 取締役副社長COO就任<br/> 2016年 6 月 株式会社PKSHA Technology 社外取締役就任<br/> 2018年 4 月 株式会社JMDC 代表取締役社長兼CEO就任<br/> 2023年 6 月 同社 代表取締役会長就任<br/> 2023年10月 当社 社外取締役就任 (現任)<br/> 2024年 1 月 株式会社アマナ 社外取締役就任 (現任)<br/> 2024年 3 月 アイアンゲート株式会社 代表取締役就任 (現任)<br/> 2024年 6 月 株式会社JMDC 取締役会長就任 (現任)<br/> 2024年 8 月 株式会社アカリク 社外取締役就任 (現任)<br/> 2025年 9 月 株式会社estie 社外取締役 (現任)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;<br/> 株式会社JMDC 取締役会長<br/> アイアンゲート株式会社 代表取締役<br/> 株式会社アマナ 社外取締役<br/> 株式会社アカリク 社外取締役<br/> 株式会社estie 社外取締役</p> | 0 株                |
| <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>松島陽介氏は、複数の企業にてM&amp;A及びその後の成長を手がけており、東証プライム上場を果たした医療ビッグデータの株式会社JMDCの取締役だけでなく、これまで多くの企業の経営に携わり企業価値向上に貢献され、豊富な経験と高い見識を有しております。非連続な打ち手でヘルスケア・ウェルネス領域での成長を志向する当社において的確な助言及び業務執行の監督として、社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと期待し、社外取締役候補者として選定いたしました。</p> |                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                    |

- (注) 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2.松島陽介氏は社外取締役の候補者であります。  
3.松島陽介氏は、現在当社の社外取締役であります。在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。  
4.松島陽介氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

- 5.当社は、松島陽介氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案が原案どおり承認された場合は、同氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を継続する予定であります。
- 6.当社は、全役員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案が原案どおり承認された場合には、各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案については、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                          | 氏<br>名<br>(生 年 月 日)                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当社の株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1                                                                                                                                                                  | (よこやま けいこ)<br>横山 敬子<br>(1971年9月25日生)<br>在任期間 4年 | 1994年 4 月 株式会社コサカ 入社<br>2003年11月 監査法人コスモス 入所<br>2004年 7 月 監査法人トーマツ（現有限責任 監査法人トーマツ）入所<br>2007年 5 月 公認会計士 登録<br>2016年 7 月 ENECHANGE株式会社 常勤監査役就任<br>2020年 2 月 横山敬子公認会計士事務所設立 代表（現任）<br>2020年 3 月 ENECHANGE株式会社 監査役就任<br>2020年 4 月 株式会社フュービック（現株式会社nobitel）常勤監査役就任（現任）<br>2021年10月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）<br>2023年 7 月 株式会社シーラテクノロジーズ 監査役就任（現任）<br>2024年 6 月 シュッピン株式会社 監査役就任（現任）<br>2025年 6 月 株式会社シーラホールディングス 社外取締役（監査等委員）就任（現任）<br><br><重要な兼職の状況><br>横山敬子公認会計士事務所 代表<br>株式会社nobitel 常勤監査役<br>株式会社シーラテクノロジーズ 監査役<br>シュッピン株式会社 監査役<br>株式会社シーラホールディングス 社外取締役（監査等委員） | 0 株                |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】<br>横山敬子氏は、公認会計士としての専門性と監査の実務経験に加えて、様々な企業において監査役を務めております。豊富な経験と高い見識を有していることから、当社において監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者として選定いたしました。 |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                    |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                       | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所 有 す る<br>当社の株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 2                                                                                                                                                                                               | (ながの しゅういち)<br>長野 修一<br>(1985年7月24日生)<br>在任期間4年 | 2013年 1 月 本杉法律事務所 入所<br>2014年 5 月 フックパッド株式会社 入社<br>2017年 6 月 株式会社オウチーノ 入社<br>2017年 6 月 同社 法務部長就任<br>2017年 6 月 弁護士法人長野法律事務所 入所 (現任)<br>2018年10月 株式会社くふうカンパニー (現株式会社くふうカンパニーホールディングス) 入社<br>2020年10月 当社監査役就任<br>2021年10月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任)<br>2023年 2 月 リンクウィズ株式会社 社外監査役就任<br><重要な兼職の状況><br>弁護士法人長野法律事務所                                                                                                    | 0 株                |
| <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b><br>長野修一氏は、弁護士としての高度な専門知識に加え、企業法務の実務経験、ガバナンス整備の経験を有しております。豊富な経験と高い見識を有していることから、当社において監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者として選定いたしました。                      |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                    |
| 3                                                                                                                                                                                               | (なかむら よしかず)<br>中村 賀一<br>(1973年3月11日生)<br>在任期間4年 | 1995年10月 監査法人トーマツ(現有限責任 監査法人トーマツ) 入所<br>2000年 7 月 平田公認会計士事務所 入所<br>2004年 6 月 株式会社エンバイオ・ホールディングス<br>取締役就任<br>2015年 1 月 株式会社ネオキャリア 監査役就任<br>2015年 9 月 株式会社イデアル 監査役就任<br>2016年 1 月 株式会社ユーザーローカル 監査役就任<br>2021年10月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任)<br>2023年 6 月 株式会社エンバイオ・ホールディングス 代表取締役社長就任 (現任)<br>2024年 9 月 株式会社ユーザーローカル 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)<br><重要な兼職の状況><br>株式会社エンバイオ・ホールディングス 代表取締役社長<br>株式会社ユーザーローカル 社外取締役 (監査等委員) | 0 株                |
| <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b><br>中村賀一氏は、公認会計士としての専門性と監査の実務経験に加え、現在代表取締役を務める株式会社エンバイオ・ホールディングスでの経営経験を有しております。豊富な経験と高い見識を有していることから、当社において監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者として選定いたしました。 |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                    |

- (注)
- 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2.横山敬子氏、長野修一氏及び中村賀一氏は社外取締役の候補者であります。
  - 3.横山敬子氏、長野修一氏及び中村賀一氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります、在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。
  - 4.横山敬子氏、長野修一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出ております。
  - 5.当社は、横山敬子氏、長野修一氏及び中村賀一氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案が原案どおり承認された場合は、各氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を継続する予定であります。
  - 6.当社は、全役員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案が原案どおり承認された場合には、各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるアスカ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査等委員会の決定に基づき、新たな会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が東邦監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての独立性、専門性、監査の品質等について総合的に勘案し、検討した結果、当社の会計監査が適切に行われることを確保する体制を整えていることを確認できたことに加え、報酬水準も妥当であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年7月31日現在)

|      |                                            |     |
|------|--------------------------------------------|-----|
| 名称   | 東邦監査法人                                     |     |
| 事務所  | 主たる事務所<br>東京都千代田区神田小川町三丁目3番2号              |     |
| 沿革   | 1979年3月 東邦監査法人設立<br>2018年7月 監査法人青柳会計事務所と合併 |     |
| 構成人員 | 代表社員・社員                                    | 17名 |
|      | 公認会計士                                      | 40名 |
|      | その他(公認会計士試験合格者含む)                          | 9名  |
|      | 合計                                         | 66名 |

以上

# 事業報告

(2024年8月1日から  
2025年7月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当社は、「家族の健康を支え 笑顔をふやす」というコーポレートビジョンのもと、家族とのつながりや家族のライフイベントデータを利活用したファミリーデータプラットフォーム事業を推進しております。

厚生労働省の2024年人口動態統計によると、日本人の国内出生数は68万6千人となり、統計開始以来初めて70万人を割り込む過去最低の数値となり、少子化の流れが続いています。一方、株式会社電通「2024年 日本の広告費」によれば、インターネット広告市場は前年比9.6%増の3兆6,517億円と拡大が続いています。

当事業年度における世界経済は、米国の堅調な個人消費を背景に緩やかな回復基調を示す一方、ロシア・ウクライナ戦争の長期化や中東情勢の緊張、米中摩擦や関税政策の不透明化といった複数の懸念が残存し、先行きは依然として不透明です。

日本経済は、インバウンド需要の拡大や賃金上昇が景気を下支えする一方、円安・物価高による消費行動の変化や日本国内の政局の不透明さといった課題を抱えていますが、企業による価格転嫁や雇用環境の改善も進み、デフレ脱却に向けた基盤が整いつつあります。

このような事業環境の下、当社は2024年10月に策定した中期経営計画に基づき、重点戦略として掲げる「金融領域での提携強化」の具体化に向けた取り組みを進めてまいりました。その一環として、2025年5月に住友生命保険相互会社との資本業務提携を締結し、子育て支援・少子化対策とウェルビーイング価値の最大化を目的とする協業体制を構築しております。

これに向け、経営資源の選択と集中を進め、宅配水事業の譲渡及び利益率の低いヘアケア・衛生用品関連商材への送客の縮小を行い、高収益事業への再配分を実行しました。

事業面では、家族サポート事業において、当社の強みであるインサイドセールスを活用した収益性の改善を進め、ライフイベントマーケティング事業においても教育・食材宅配・不動産関連といった産業において、送客先の拡大や条件の見直しが進展しています。また、厚生労働省が推進する「共育（トモイク）プロジェクト」にも推進委員として参画し、行政や企業との連携を通じた社会課題の解決に向けた取り組みを進めております。

構造改革の取り組みを優先させた結果、上期は赤字での着地となったものの、下期において黒字転換を実現し、通期では財務体質やフリーキャッシュフローの改善、来期以降に向けた利益率の改善に寄与しました。

その結果、当事業年度の売上高は1,270,151千円（前年同期比42.1%減）、営業損失は34,721千円（前年同期100,676千円の営業利益）、経常損失は43,837千円（前年同期106,192千円の経常利益）、当期純損失は69,919千円（前年同期114,890千円の純利益）となりました。

また、当社の事業セグメントはファミリーデータプラットフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は1,826千円であります。

その内容は、主に有形固定資産の取得となります。

## (3) 資金調達の状況

2025年5月29日の当社取締役会決議により、第三者割当増資による新株式発行及び自己株式の処分を行い、2025年7月1日に189,200千円の資金調達を行いました。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、宅配水事業を2025年3月31日に株式会社ウェルディッシュへ譲渡しました。

## (5) 対処すべき課題

当社は、以下の事項を主要な課題として認識しており、継続的に取り組んでおります。

### ①認知度の向上とユーザー数の拡大

当社が持続的に成長するためには、当社及び当社サービスの知名度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのために当社は、効果的な広告宣伝活動等により当社の知名度を向上させること、また既存メディアにおけるPDCAサイクルの強化を進めることにより認知度の向上とユーザー数の拡大に努めてまいります。認知度の向上とユーザー数の拡大については、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。

## ②継続的な事業の創出

インターネット関連事業は、サービス等の新陳代謝が激しく、一般的にプロダクトライフサイクルが短い傾向にあります。こうした環境の中で継続的な成長を実現するために、当社は、既存事業の成長を図るだけでなく、様々な新規事業に取り組み続けることが重要であると考えております。

当社は、ファミリーデータプラットフォーム事業で構築したビジネスモデルを、現在のターゲットのみならず、中長期的には家族全般へとターゲットを拡げるべく、横展開を実施していく予定であります。今後も中長期の競争力確保につながる事業開発のノウハウの蓄積を積極的に行い、インターネット市場向けの新規事業開発に取り組むことで、将来にわたる持続的な成長につなげてまいります。

## ③プロダクトやサービスの拡大

ファミリーデータプラットフォーム事業では「全員プレゼントキャンペーン」を基軸として、ユーザーと商材を効率的にマッチングさせることで収益化を実現しており、ファミリーデータプラットフォームで獲得したユーザーのライフスタイルにあった商材をレコメンドするだけでなく、会員限定のコンテンツの配信等を通じて、ユーザーのロイヤルティを高めつつ、収益拡大を実現してまいりました。今後、ファミリーデータプラットフォーム事業の横展開だけでなく、各サービスで獲得したビッグデータを活用したプロダクトやサービスの開発を進めてまいります。

## ④ユーザーのアクセスログの蓄積、解析体制の強化

当社は、多くのユーザーのアクセスログを有しており、ユーザーに更なる付加価値を提供するためにも、これらのアクセスログに基づき、独自のサービスを開発していく必要があると考えております。そのため、より一層アクセスログを独自に解析する体制を強化してまいります。

#### ⑤優秀な人材の確保と育成

継続的に成長するために、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。特に当社のサービスの充実や拡大をするためのエンジニア、クライアントの開拓を担当する営業人員の採用等を適時行ってまいります。また、当社の経験とノウハウに基づく有益な研修を実施していく等、継続的に人材の育成に取り組んでまいります。

#### ⑥M&Aの活用

新規事業やサービスの拡大のため、M&A等の事業投資の実行による成長の実現が重要であると考えております。M&Aを行うに当たっては、投資効果はもちろん、対象企業の将来性や当社が運営する事業とのシナジーをはじめとした相乗効果を十分に検討した上で、事業領域の拡大と業績の向上につながるよう慎重に進めてまいります。

#### ⑦内部管理体制の強化

当社は、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めていくためには、内部管理体制の更なる強化が必要であると考えております。社内規程や業務マニュアルの運用、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の効率化と法令遵守の徹底を図るとともに、監査等委員会監査や定期的な内部監査の実施等により、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

#### ⑧システムのセキュリティ管理体制と安定化

当社の展開する事業は、ウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であり、市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

また、更なるユーザーの増加や新規事業等に伴うアクセス数の増加に備え、サーバー設備の増強や負荷分散を推進するなどの対策が必要となります。当社は、これらの対策の重要性を認識した上で、今後も継続的な維持管理を行い、システムの安定化に取り組んでまいります。

#### ⑨技術革新や事業環境の変化への対応

当社の事業領域であるインターネット関連市場は、技術革新のスピードが早く、次々と新規参入企業が出現するなど、変化のスピードが早い環境となっております。

当社は、このような変化に対しても迅速に対応し、インターネットメディアの利用価値を継続的に高めていくことにより事業規模を拡大するため、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築してまいります。

これらの対応を進める中では、ファミリーデータプラットフォーム事業を通じたユーザーデータの蓄積は当社の競争優位の源泉と考えており、解析をはじめとした技術革新を続けることは当社の継続的な成長に必要不可欠であると考えます。

#### ⑩継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、当事業年度において、営業活動によるキャッシュ・フローが4期連続でマイナスとなっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

しかしながら、当期における営業キャッシュ・フローのマイナスは、消費税の修正申告による一時的な影響によるものであり、これを除けば当事業年度よりプラスに転じております。さらに、下記の施策は既に下期から対応済みであり、当事業年度の下半期には営業利益及び営業キャッシュ・フローが黒字化しております。

当社は以下の施策により、当該状況の改善を図っております。

##### (i) フリーキャッシュフロー重視の経営への転換

宅配水事業の譲渡を含む事業ポートフォリオの見直しを実施し、成長領域へ経営資源を集中させることで、利益率とキャッシュ創出力を重視した体制へ転換しております。

##### (ii) 財務基盤の強化

2025年7月には、住友生命保険相互会社を割当先とする第三者割当増資及び自己株式の処分を実施し、189百万円の資金調達を完了しております。さらに、複数の金融機関との間で当座貸越契約を締結しており、当面の運転資金に支障はないものと判断しております。

以上の対応策により、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(6) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                   | 2022年度<br>第14期 | 2023年度<br>第15期 | 2024年度<br>第16期 | 2025年度<br>(当期) 第17期 |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|---------------------|
| 売 上 高                 | 1,306,130 千円   | 2,056,447 千円   | 2,193,966 千円   | 1,270,151 千円        |
| 経常利益又は経常損失 (△)        | △256,935 千円    | △232,105 千円    | 106,192 千円     | △43,837 千円          |
| 当期純利益又は当期純損失 (△)      | △326,515 千円    | △372,458 千円    | 114,890 千円     | △69,919 千円          |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) | △52.36 円       | △59.86 円       | 18.33 円        | △11.07 円            |
| 総 資 産                 | 1,375,261 千円   | 1,087,719 千円   | 1,035,683 千円   | 768,597 千円          |
| 純 資 産                 | 573,806 千円     | 221,576 千円     | 352,650 千円     | 480,455 千円          |

(注) 第14期と第15期の数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容 (2025年7月31日現在)

| 事 業                | 主 要 製 品                                                                  |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| ファミリーデータプラットフォーム事業 | 自社メディア等により収集するデータベースを元に、ユーザーのニーズに合った商材を提供しているクライアント又は自社サービスをマッチングしております。 |

(9) 主要な営業所及び工場 (2025年7月31日現在)

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----|-------|
| 本 社 | 東京都港区 |

(10) 従業員の状況 (2025年7月31日現在)

| 従 業 員 数 | 前期末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|----------|-------|--------|
| 45 (6)名 | 0 (－12)名 | 33.2歳 | 3.2年   |

(注) 臨時従業員 (嘱託社員、インターン、パートタイマーを含む) は ( ) 外数で記載しております。

(11) 主要な借入先（2025年7月31日現在）

| 借 入 先     | 借 入 金 残 高 |
|-----------|-----------|
| 株式会社りそな銀行 | 200百万円    |

(12) その他会社の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年7月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,696,900株（自己株式10,715株を含む）
- (3) 株主数 4,924名
- (4) 大株主上位10名

| 株 主 名                      | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|----------------------------|-------------|---------|
| 佐藤 竜也                      | 2,951,100 株 | 44.14 % |
| 住友生命保険相互会社                 | 650,000     | 9.72    |
| 中部電力株式会社                   | 300,000     | 4.49    |
| 清板 大亮                      | 159,400     | 2.38    |
| 株式会社ハッピークローバー              | 150,000     | 2.24    |
| 東京短資株式会社                   | 90,000      | 1.35    |
| 穂田 誉輝                      | 65,200      | 0.98    |
| 大久 望                       | 44,500      | 0.67    |
| J.P. Morgan Securities plc | 42,516      | 0.64    |
| 楽天証券株式会社                   | 37,000      | 0.55    |

（注） 1. 当社は、自己株式（10,715株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式（10,715株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く役員に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

| 区分                          | 株式数    | 交付対象者数 |
|-----------------------------|--------|--------|
| 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） | 3,500株 | 2名     |
| 監査等委員である取締役                 | 一株     | 一名     |

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当期末日に当社役員が保有する新株予約権の概要

##### ①新株予約権の概要

当社が既に発行している新株予約権の概要は以下のとおりです。

| 発行回次<br>(付与決議日)          | 新株予約権<br>の数 | 目的となる株式の<br>種類及び数 | 発行価格        | 行使価格 | 行使期間                     |
|--------------------------|-------------|-------------------|-------------|------|--------------------------|
| 第1回新株予約権<br>(2019年3月19日) | 160個        | 普通株式<br>16,000株   | 無償          | 300円 | 2021年4月2日<br>～2029年3月1日  |
| 第2回新株予約権<br>(2020年5月19日) | 230個        | 普通株式<br>23,000株   | 無償          | 575円 | 2022年6月1日<br>～2030年4月30日 |
| 第3回新株予約権<br>(2023年3月22日) | 1,790個      | 普通株式<br>179,000株  | 有償<br>23円/個 | 780円 | 2025年4月6日<br>～2033年4月5日  |

##### (注) 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ii 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。

##### ②当社役員が保有する新株予約権の状況

上記①の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は以下のとおりです。

| 区分            | 発行回次     | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 保有者数 |
|---------------|----------|---------|-----------|------|
| 取締役（監査等委員を除く） | 第2回新株予約権 | 175個    | 17,500株   | 1名   |
|               | 第3回新株予約権 | 300個    | 30,000株   | 1名   |
| 取締役（監査等委員）    | 第3回新株予約権 | 220個    | 22,000株   | 3名   |

(注) 1. 第2回新株予約権発行時に付与された取締役の新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

2. 第2回新株予約権について、社外取締役は、新株予約権を有しておりません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

| 会社における地位   | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                |
|------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役      | 佐藤 竜也 |                                                                                                             |
| 取締役        | 山本 和正 | 執行役員兼ビジネス本部長                                                                                                |
| 取締役        | 松島 陽介 | 株式会社JMDC 取締役会長<br>アイアンゲート株式会社 代表取締役<br>株式会社アマナ 社外取締役<br>株式会社アカリク 社外取締役<br>株式会社estie 社外取締役                   |
| 取締役（監査等委員） | 横山 敬子 | 横山敬子公認会計士事務所 代表<br>株式会社nobitel 常勤監査役<br>株式会社シーラテクノロジーズ 監査役<br>シュッピン株式会社 監査役<br>株式会社シーラホールディングス 社外取締役（監査等委員） |
| 取締役（監査等委員） | 長野 修一 | 弁護士法人長野法律事務所                                                                                                |
| 取締役（監査等委員） | 中村 賀一 | 株式会社エンバイオ・ホールディングス<br>代表取締役社長<br>株式会社ユーザーローカル 社外取締役<br>(監査等委員)                                              |

- (注) 1. 取締役松島陽介氏、横山敬子氏、長野修一氏及び中村賀一氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役松島陽介氏、横山敬子氏、長野修一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員である横山敬子氏及び中村賀一氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役(監査等委員)横山敬子氏は、公認会計士の資格を有しております。
  - ・取締役(監査等委員)中村賀一氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議等を通じて情報の収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選任しておりません。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

#### ①被保険者の範囲

当社の全ての取締役

#### ②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することになっています。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当社が負担します。

### (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

#### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年9月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を決議しております。

また、取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、以下のとおりです。

##### ( i ) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下同じ。）の報酬は、企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）及び非金銭報酬等としての譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）により構成されます。

##### ( ii ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含みます。）

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役会にて決定しております。なお、基本報酬（金銭報酬）については在任中毎月支給します。

(iii) 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含みます。）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、業務執行取締役に対して付与します。

譲渡制限付株式報酬を付与する場合、譲渡制限付株式割当契約においては、①2年間から5年間までのうち取締役会が定める期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②法令、社内規則又は譲渡制限付株式割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を無償で取得すること等を定めます。譲渡制限付株式報酬の付与にあたっては、制度の目的、対象者の職責の範囲、役位その他諸般の事情を勘案し、適切な水準を設定します。

なお、譲渡制限付株式報酬を付与する場合には、株主総会が定める上限の範囲内で、原則として一事業年度につき一度付与します。

(iv) 基本報酬（金銭報酬）の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の種類別の報酬割合については、担当業務、会社業績及び他社水準等の諸般の事情を総合的に勘案して決定される基本報酬と非金銭報酬の割合とします。

(v) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部の取締役その他の第三者への委任に関する事項、その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

各取締役の報酬等については、株主総会にて決議された限度額の範囲で、取締役会にて決定します。

## ② 取締役及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2021年10月26日開催の第13回定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。また別枠で、同定時株主総会において、譲渡制限付株式の割当てのための報酬として、年額2,000万円以内と決議いただいております。

当該株主総会終結時点における取締役の員数は3名です。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年10月26日開催の第13回定時株主総会において、年額3,000万円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点における監査等委員である取締役の員数は4名です。

### ③取締役の報酬等の総額等

| 役員区分                       | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |         |              | 対象となる役<br>員の員数(人) |
|----------------------------|--------------------|--------------------|---------|--------------|-------------------|
|                            |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等       |                   |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 37,869<br>(3,600)  | 36,000<br>(3,600)  | —       | 1,869<br>(一) | 3<br>(1)          |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 11,400<br>(11,400) | 11,400<br>(11,400) | —       | —            | 3<br>(3)          |

（注）上記報酬等の額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額に係る株式報酬費用計上額が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

当社と各社外役員の重要な各兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

|                  | 出席状況及び発言状況                                                                                                                  |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 松島 陽介        | 当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回(出席率100%)に出席いたしました。出席した取締役会において専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。                                              |
| 取締役(監査等委員) 横山 敬子 | 当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回(出席率100%)、監査等委員会16回のうち16回(出席率100%)に出席いたしました。出席した取締役会並びに監査等委員会においては、公認会計士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。 |
| 取締役(監査等委員) 長野 修一 | 当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回(出席率100%)、監査等委員会16回のうち15回(出席率94%)に出席いたしました。出席した取締役会並びに監査等委員会においては、弁護士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。    |
| 取締役(監査等委員) 中村 賀一 | 当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回(出席率95%)、監査等委員会16回のうち15回(出席率94%)に出席いたしました。出席した取締役会並びに監査等委員会においては、公認会計士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。   |

③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

|                  | 期待される役割に関して行った職務の概要                                                                  |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 松島 陽介        | 複数の企業にて経営に携わり、企業価値向上に貢献してきた豊富な経験と高い見識に基づき、有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。 |
| 取締役(監査等委員) 横山 敬子 | 公認会計士としての豊富な経験を有することから、その高い見識に基づき、有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。         |
| 取締役(監査等委員) 長野 修一 | 弁護士としての豊富な経験を有することから、その高い見識に基づき、有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。           |
| 取締役(監査等委員) 中村 賀一 | 公認会計士としての豊富な経験を有することから、その高い見識に基づき、有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。         |

## 5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称  
アスカ監査法人

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                |          |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 19,500千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19,500千円 |

- (注) 1. 当社が会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画における監査時間及び要員計画、報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

- (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合若しくは監査等委員会が解任又は不再任が相当と認められる事由（新たな会計監査人を選任することが相当であると認められる事由を含む）が発生した場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案内容を決定いたします。

- (5) 会計監査人の業務停止処分

金融庁が2025年1月17日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

- (1) 処分対象 アスカ監査法人

- (2) 処分の内容

- ① 契約の新規の締結に関する業務の停止6ヶ月

(2025年1月20日から同年7月19日まで)

- ② 業務改善命令（業務管理体制の改善）

- (3) 処分の理由 監査法人の運営が著しく不当と認められたため

## 6. 会社の体制及び方針

〈業務の適正を確保するための体制〉

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を尊重する行動ができるように、「リスク・コンプライアンス基本方針」並びに「リスク管理規程」を定め、それを取締役及び使用人に周知徹底させるものとする。
- ② 職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含めるものとする。
- ③ リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図るものとする。具体的には、取締役及び使用人に対し、定期的なコンプライアンス研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の醸成を行う。
- ④ 法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的とする社内報告体制として、外部に通報窓口を設け、内部通報制度の整備を行う。
- ⑤ 反社会的勢力との関係を一切遮断する。これを達成するため、反社会的勢力への対応を所管する部署をコーポレート本部と定め、その対応に係る規程等の整備を行うとともに、有事には警察等の外部専門機関と連携し毅然と対応できる体制とする。
- ⑥ 監査等委員である取締役及び内部監査室担当者は連携して、コンプライアンス体制の状況を定期的に監査し、取締役会に報告を行う。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書（電磁的記録含む）により作成、保存、管理する。また、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
- ② 取締役が、その職務上必要ある時は直ちに上記文書を閲覧できる保存管理体制とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理の基本事項を定めた「リスク管理規程」に従い、リスク管理担当役員を置き、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。
- ② リスク情報等については、各部門責任者により取締役会に対して報告を行う。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の協力を仰ぐものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- ② 「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。
- ③ 経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- ④ 意思決定の迅速化のため、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。
- ⑤ 職務権限を越える案件については、主管部門の専門的意見を反映させた上で、代表取締役及び担当役員の合議により決裁する稟議制度を構築、運営する。

(5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性確保に関する事項

- ① 監査等委員である取締役が必要とした場合、監査等委員である取締役の職務を補助するための監査等委員である取締役補助使用人を置くものとし、その人選については監査等委員である取締役間で協議する。
- ② 監査等委員である取締役補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査等委員である取締役補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査等委員である取締役の同意を得る。
- ③ 監査等委員である取締役補助使用人は、監査等委員である取締役の要請に基づき補助を行う際は、監査等委員である取締役の指揮命令に従うものとする。

- (6) 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (ア) 監査等委員である取締役は、取締役会のほか、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
  - (イ) 監査等委員である取締役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室担当者は内部監査の結果を報告する。
  - (ウ) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、速やかに監査等委員である取締役に報告する。
- (7) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。
- (8) 監査等委員である取締役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員である取締役の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査等委員である取締役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。
- (9) その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会は、月1回以上開催する。
  - ② 社外取締役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
  - ③ 監査等委員である取締役は、代表取締役との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。
  - ④ 監査等委員である取締役は、内部監査室担当者と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査室担当者に調査を依頼することができる。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の構築及び評価の基本方針」を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

〈業務の適正を確保するための体制の運用状況〉

(1) 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会規程に基づき、原則として月1回の取締役会を開催し、経営上の重要事項を決定するとともに、職務執行の報告を受け、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2) 監査等委員である取締役の職務執行

当事業年度において監査等委員会規程に基づき、原則として月1回の監査等委員会を開催し、監査等委員である取締役相互の意見交換を行うとともに、内部監査室担当者からの報告を受け、対処すべき課題についての指示を行うなど、内部監査室担当者と連携して監査の実効性の向上を図りました。また、監査等委員である取締役が、取締役会のほか経営上重要な会議に出席し、取締役及び使用人から業務執行の報告を受けるなどの情報収集を行いました。

(3) 内部監査の実施

内部監査室担当者が、年間の監査計画に基づき各部署に対して内部監査を実施し、法令等の遵守状況及び業務上のリスクの把握を行い、適宜改善を図りました。監査結果は代表取締役へ報告しております。

〈剰余金の配当等の決定に関する方針〉

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	743,798	流 動 負 債	184,273
現金及び預金	596,082	買 掛 金	13,044
売 掛 金	112,332	1年内返済予定の長期借入金	100,000
商 品	0	未 払 金	37,352
原材料及び貯蔵品	16,096	未 払 費 用	14,477
前 払 費 用	17,188	未 払 法 人 税 等	290
そ の 他	7,894	未 払 消 費 税 等	6,195
貸 倒 引 当 金	△5,795	前 受 金	7,150
固 定 資 産	24,798	預 り 金	5,470
有 形 固 定 資 産	1,689	そ の 他	292
工具、器具及び備品	1,689	固 定 負 債	103,868
無 形 固 定 資 産	2,100	長 期 借 入 金	100,000
ソフトウエア	2,100	資 産 除 去 債 務	3,868
投資その他の資産	21,009	負 債 合 計	288,142
長期前払費用	4,053	(純 資 産 の 部)	
差 入 保 証 金	16,956	株 主 資 本	480,413
		資 本 金	62,367
		資 本 剰 余 金	537,324
		資 本 準 備 金	311,558
		その他資本剰余金	225,765
		利 益 剰 余 金	△110,208
		その他利益剰余金	△110,208
		繰越利益剰余金	△110,208
		自 己 株 式	△9,069
		新 株 予 約 権	41
		純 資 産 合 計	480,455
資 産 合 計	768,597	負債・純資産合計	768,597

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 8 月 1 日から
2025年 7 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,270,151
売 上 原 価		650,910
売 上 総 利 益		619,240
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		653,961
営 業 損 失 (△)		△34,721
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	141	
ポ イ ン ト 還 元 収 入	449	
消 費 税 差 額	2,815	
そ の 他	859	4,266
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,397	
雑 損 失	384	
株 式 報 酬 費 用 消 滅 損	2,232	
株 式 交 付 費	9,367	13,382
経 常 損 失 (△)		△43,837
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	11	11
特 別 損 失		
事 業 譲 渡 関 連 損 失	10,221	10,221
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△54,046
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	311	
法 人 税 等 調 整 額	15,561	15,872
当 期 純 損 失 (△)		△69,919

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 8 月 1 日から
2025年 7 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	58,095	307,286	121,204	428,491	△40,288	△40,288
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	70,950	70,950		70,950		
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	4,272	4,272		4,272		
減 資	△70,950	△70,950	141,900	70,950		
当期純損失（△）					△69,919	△69,919
自己株式の取得						
自己株式の処分			△37,338	△37,338		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	4,272	4,272	104,561	108,833	△69,919	△69,919
当 期 末 残 高	62,367	311,558	225,765	537,324	△110,208	△110,208

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△93,700	352,597	53	352,650
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		141,900		141,900
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）		8,544		8,544
減 資		－		－
当期純損失（△）		△69,919		△69,919
自己株式の取得	△7	△7		△7
自己株式の処分	84,638	47,300		47,300
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△11	△11
当 期 変 動 額 合 計	84,631	127,816	△11	127,804
当 期 末 残 高	△9,069	480,413	41	480,455

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料及び貯蔵品……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建 物	5 年
工具、器具及び備品	4 年～8 年

無形固定資産……………定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）にて償却しております。

長期前払費用……………定額法
3. 繰延資産の処理方法

株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。
4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

 - ①顧客との契約から生じるフロー型収益

顧客との契約から生じるフロー型収益は、顧客に対し当社が運営するメディアや外部広告を通じて獲得したパーソナルデータをもとに、顧客の求める条件に合致したパーソナルデータを提供するという履行義務を負っております。フロー型収益において、顧客へ提供したパーソナルデータを顧客が承認した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
 - ②顧客との契約から生じるストック型収益

顧客との契約から生じるストック型収益は、主に宅配水事業と保険代理事業があります。

宅配水事業から生じるストック型収益は、顧客へウォーターサーバー並びに宅配水の提供をするという履行義務を負っております。宅配水事業において、顧客との契約に基づき宅配水の出荷が完了した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

保険代理事業から生じるストック型収益は、保険会社へ生命保険契約等の締結の媒介をするという履行義務を負っております。保険代理事業において、保険会社との契約に基づき生命保険契約等の締結の媒介後、生命保険契約等の締結が有効となった時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 18,842千円
減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 偶発債務

(1) 訴訟の提起

当社は、2023年12月4日付（訴状送達日：2023年12月18日）で株式会社FPOの株主である野々村晃氏より、株式譲渡契約の履行として株式譲渡代金6億1,000万円及び弁護士報酬・費用等を合わせた総額6億7,100万円並びに遅延損害金の支払を求める訴訟を東京地方裁判所に提起されております。

(2) 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

2023年9月14日付けで締結した株式譲渡契約（以下、本譲渡契約といいます）に基づき、株式譲渡に向け手続きを進めておりました。その中で、本譲渡契約における前提条件や相手方の表明・保証の内容に関して再検証の必要が生じ、クロー징条件の成就等について協議を重ねてきましたが、最終的に、クロー징条件が成就されなかったため、当社は本譲渡契約に定める解除条項に基づき本譲渡契約を解除することを決議いたしました。

一方、株式会社FPOの株主である野々村晃氏からは代理人弁護士を通じて、本契約の条件は成就されており、当社は株式譲渡代金6億1,000万円に弁護士報酬・費用等を加えた6億7,100万円を支払う義務を負っていると主張され、2023年12月4日に東京地方裁判所に訴訟を提起されました。

(3) 当社の対応方針と今後について

当社といたしましては、本譲渡契約のクロー징条件は成就されておらず、解除は有効であり、株式譲渡の実行及び株式譲渡代金及び弁護士報酬・費用等を支払う義務はないものと考えておりますが、今後、原告の主張及び請求内容を精査し、裁判で粛々と当社の正当性を明らかにする所存です。

なお、現時点では当社の業績に与える影響を見込むことは困難であります。

3. 契約負債

契約負債については、流動負債の「前受金」に計上しております。契約負債の金額は「収益認識に関する注記 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 (1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

- 1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 6,696,900株
- 2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 10,715株
- 3. 当事業年度末における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 218,000株

税効果会計に関する注記

- 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
減価償却超過額	3,016千円
資産除去債務	1,370千円
減損損失	10千円
株式報酬費用	6,203千円
貸倒引当金	2,053千円
貸倒損失	1,014千円
繰越欠損金	216,497千円
その他	1,312千円
繰延税金資産小計	231,479千円
評価性引当額	231,479千円
繰延税金資産合計	一千円

- 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年8月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

この税率変更による当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金計画に照らし必要な資金は営業活動で得られる資金及び内部資金で賄う方針であります。また、資金運用に関しては安全性の高い預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に事務所等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等はそのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

長期借入金は、主に事業拡大に向けた投資及び運転資金の確保を目的としたものであり、返済日は決算日後3年であります。また、固定金利とすることにより、金利変動リスクを回避しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は与信管理規程に従い、担当部署が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

差入保証金は担当部署が定期的に差入先の信用状況の把握に努めております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は財務担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
差入保証金	16,956	16,843	△112
資産計	16,956	16,843	△112
長期借入金(*)	200,000	198,378	△1,621
負債計	200,000	198,378	△1,621

(*) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注)「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「未払消費税等」、「買掛金」、「未払金」及び「未払費用」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	16,843	—	16,843
資産計	—	16,843	—	16,843
長期借入金	—	198,378	—	198,378
負債計	—	198,378	—	198,378

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプット

①差入保証金

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

②長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 71円85銭

1 株当たり当期純損失 (△) △11円07銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	合計
顧客との契約から生じるフロー型収益 (ライフイベントマーケティング、その他の収益)	528,423
顧客との契約から生じるストック型収益 (家族サポート、家族パートナーシップの収益)	741,728
外部顧客への売上高	1,270,151

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「重要な会計方針に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度期首	当事業年度期末
顧客との契約から生じた債権	282,370	112,332
契約負債	13,750	7,150

(注) 契約負債は、顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る開示を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

その他の注記

企業結合・事業分離に関する注記

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称

株式会社ウェルディッシュ

② 分離した事業の内容

当社の家族サポート事業の生活必需品関連領域の宅配水事業

③ 事業分離を行った主な理由

当社は、テレマーケティングを活用し子育て家庭のニーズが高い生活商材（ウォーターサーバー、金融・住宅等）を提案してまいりました。

一方で、事業領域の拡大に伴い、コールセンター運営、取次店の関係強化、顧客管理、債権回収等、多岐にわたる管理体制の整備が必要となり、経営資源の最適な分配と効率的な事業運営体制の構築が課題となっておりました。また、中期経営計画にてお示ししたとおり、さらなる企業価値の向上を目的として、高い成長率が見込める金融領域に経営資源を集中し、現在は生命保険業界においてアライアンス強化を推進しております。

こうした中、宅配水事業の持続的な成長に向けて、譲渡も含めた最適な協業先を模索しておりました。

このたび、飲料・健康食品・化粧品等の開発・販売で豊富な実績を持ち、特に法人顧客基盤を有する事業譲渡先との協議が整い、同社への事業譲渡を決定いたしました。

④ 事業分離日

2025年3月31日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

事業譲渡関連損失 10,221 千円

② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

本事業譲渡において、譲渡対象の資産は営業権であり、債権債務等の譲渡はありません。

③ 会計処理

移転した宅配水事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財の時価については、移転損益として認識しております。

また、宅配水事業の譲渡に伴う関連損失を移転損失として計上し、移転損益と相殺した金額を損益計算書に記載しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

ファミリーデータプラットフォーム事業

(4) 当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	408,657 千円
-----	------------

営業利益	13,410 千円
------	-----------

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年9月18日

株式会社カラダノート
取締役会 御中

アスカ監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 森 達哉
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 石渡 裕一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カラダノートの2024年8月1日から2025年7月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年8月1日から2025年7月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年9月18日

株式会社カラダノート 監査等委員会

監査等委員（社外） 横山 敬子 ㊞

監査等委員（社外） 長野 修一 ㊞

監査等委員（社外） 中村 賀一 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

●会場情報

〒108-0023

東京都港区芝浦三丁目4番1号 田町グランパーク プラザ棟4階
グランパークカンファレンス 401ホール

JR京浜東北線 田町駅 東口 徒歩5分

JR山手線 田町（東京都）駅 東口 徒歩5分

都営浅草線 三田駅 A4 徒歩7分

都営三田線 三田駅 A4 徒歩7分



●駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。